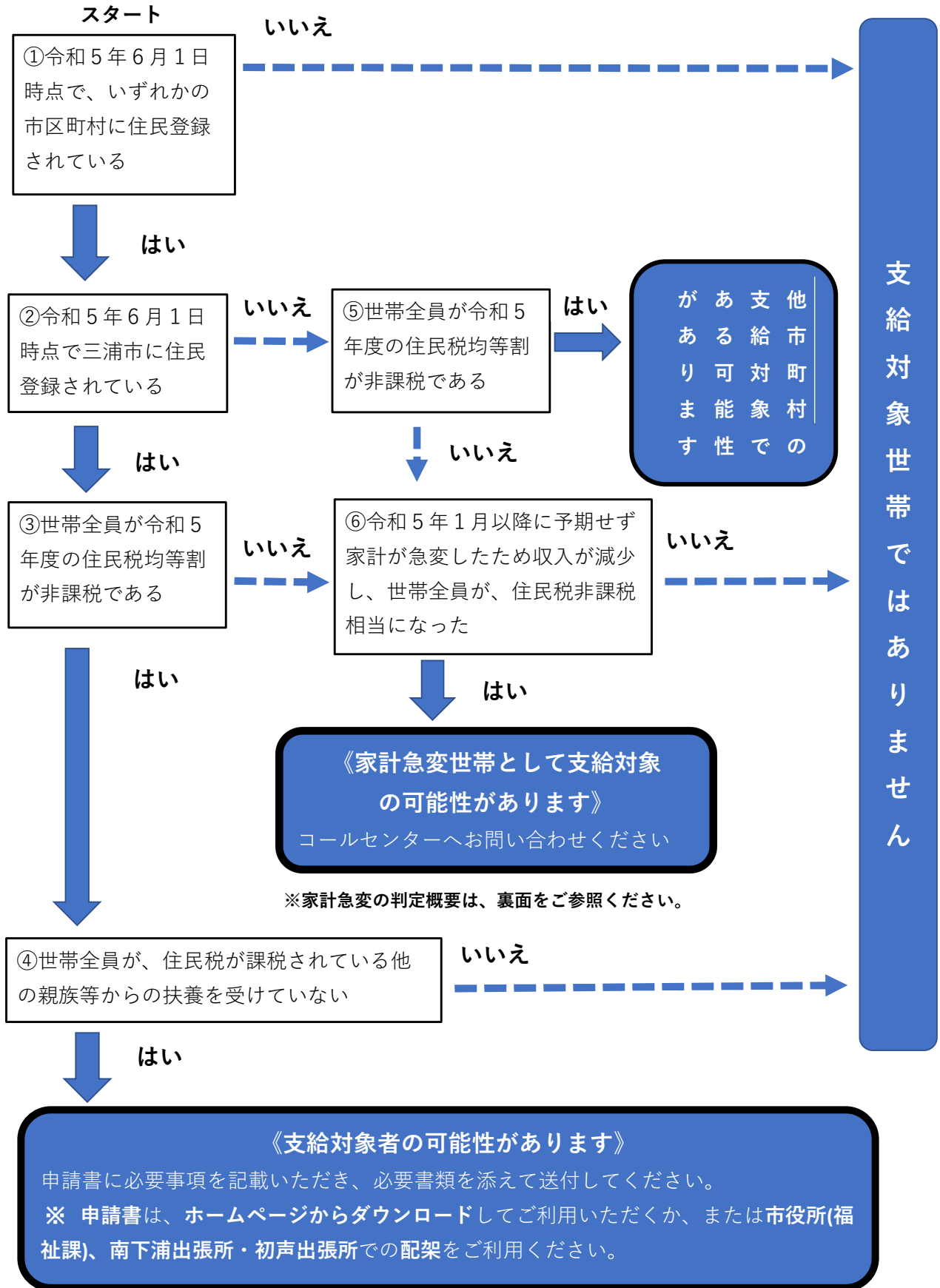


# 「価格高騰重点支援給付金」対象世帯判定フローチャート

次のフローチャートで、支給対象となるかご確認ください。



○家計急変の判定方法（概要）

令和5年1月から9月までの任意の1か月の収入を1.2倍して、年収換算し判定します。

扶養している親族の状況	非課税相当収入限度額	非課税相当所得限度額
単身又は扶養親族がない場合	100.0万円	45.0万円
配偶者・扶養親族（1名）を扶養している場合	156.0万円	101.0万円
配偶者・扶養親族（計2名）を扶養している場合	205.7万円	136.0万円
配偶者・扶養親族（計3名）を扶養している場合	255.7万円	171.0万円
配偶者・扶養親族（計4名）を扶養している場合	305.7万円	206.0万円
障害者、未成年者、寡婦、ひとり親の場合	204.3万円	135.0万円

収入の種類は給与、事業、不動産、年金の4つです。

いずれの収入に対して、所得税が課されないものは、それらの収入として計上する必要はありません。

（例：失業手当、遺族年金、障害年金、児童扶養手当など）